

## 定期性預金関連規定集

1. 定期預金共通規定
2. 期日指定定期預金規定
3. ドレミファ定期預金規定
4. 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）
5. 自由金利型定期預金規定（大口定期預金規定）
6. 変動金利定期預金規定
7. 積立定期預金共通規定
8. 一般積立定期預金規定
9. 自動積立定期預金規定
10. 定期積金規定
11. 通知預金規定
12. 盗難通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てん  
並びに本人確認の取扱いに関する特約

いつも**さんぎん**をご利用いただきましてありがとうございます。  
お預入れいただきました定期性預金は、本規定集に記載された  
規定が適用されますのでご覧ください。

キラリと光るあなたの銀行



## 目 次

定期預金共通規定	1
期日指定定期預金規定	6
ドレミファ定期預金規定	7
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）	8
自由金利型定期預金規定（大口定期預金規定）	12
変動金利定期預金規定	14
積立定期預金共通規定	17
一般積立定期預金規定	20
自動積立定期預金規定	22
定期積金規定	25
通知預金規定	28
盗難通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てん 並びに本人確認の取扱に関する特約	31

## 定期預金共通規定

「定期預金証書」「定期預金通帳」（以下、「証書」「通帳」といいます。）は、下記の規定により取扱います。

### 1.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、あるいはこの証書と引換えに、当店で返却します。

### 2.（届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等）

- (1) この通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出が遅れていたこと、または行われなかったことに起因して生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。
- (2) この通帳（証書）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳（証書）の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

### 3.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

### 4.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

### 5.（預金の預入れ金額の制限）

この預金の預入金額は当行所定の金額以上とします。通帳により預入れる場合は、必ず通帳を持参してください。また、一口の期日指定定期預金またはドレミファ定期預金の預入れは、当行所定の金額内とします。

### 6.（自動継続）

- (1) 自動継続扱いの預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一期間の同一種類の定期預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金またはドレミファ定期預金の場合は、通帳（証書）記載の最長預入期限に自動的に継続します。ただし、継続後の期日指定定期預金またはドレミファ定期預金の元金が当行所定の金額以上となる場合は、この取扱いはいたしません。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金

の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。なお、変動金利定期預金については、別途定める変動金利定期預金規定によります。

- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。期日指定定期預金またはドレミファ定期預金の場合は、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

## 7.（預金の支払時期等）

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動継続扱いの定期預金は継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。なお、期日指定定期預金またはドレミファ定期預金は、次によります。

### (1) 期日指定定期預金

- ① 期日指定定期預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。

イ. 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続したときはその継続日の1年後の応当日）から通帳（証書）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

ロ. 満期日の指定がないときは、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。自動継続扱いで、継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（後記②により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

- ② 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から、1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。自動継続扱いの場合は同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

- ③ 自動継続扱いで、継続停止の申出のない場合は、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前記②により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

### (2) ドレミファ定期預金

- ① ドレミファ定期預金は、この預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続したときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日利息とともに支払います。

- ② 前記①による預金（一部支払いをしたときはその支払後の預金残金。以下同じとします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から通帳（証書）記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が

300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。なお、自動継続扱いの場合でこの預金の一部支払いをしたときは、その残りの金額について引続き自動継続の取扱いをします。

#### 8. (預金の解約、書替継続)

この預金の全部または一部を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。

なお、当店以外での解約は、当行所定の条件を満たす場合に限ります。

#### 9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当

行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記11の(3)の①、②のAからFおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記11の(3)の①、②のAからFまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 11. (預金口座の解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳(証書)を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。ただし、当店以外で解約する場合は、当行所定の条件を満たす場合に限りです。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前記4の(1)に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

- (4) 前記(2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳(証書)を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

以上

## 期日指定定期預金規定

### 1. (利息)

(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 1年以上2年未満 通帳（証書）記載の「2年未満」の利率

② 2年以上 通帳（証書）記載の「2年以上」の利率

（以下「2年以上利率」といいます。）

(2) 自動継続扱いの場合は、継続後の預金の利息についても前記(1)と同様の方法で計算します。

(3) 自動継続扱いで継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れます。

(4) 自動継続扱いで指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(5) この預金の満期日以後の利息（自動継続扱いの場合の継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(6) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

① 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

B 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

C 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

D 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

E 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上



## ドレミファ定期預金規定

### 1. (利息)

(1) この預金の利息は、解約時（一部支払いするときは一部支払い時）に預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限、一部支払いするときは一部支払い日）の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いするときは一部支払い時）に預入日（継続した場合はその継続日。以下同じとします。）から最長預入期限（解約するときは解約日、一部支払いするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については継続日における店頭表示の利率）によって6か月複利の方法で計算します。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| ① 6か月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率 |
| ② 1年以上2年未満  | 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率  |
| ③ 2年以上3年未満  | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率  |
| ④ 3年以上4年未満  | 預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率  |
| ⑤ 4年以上5年未満  | 預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率  |
| ⑥ 5年        | 預入日における店頭表示のこの預金の「5年」利率  |

(2) 自動継続扱いの場合は、継続後の預金についても前記(1)と同様の方法によります。

(3) 自動継続扱いで継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れます。

(4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

なお、継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。

(5) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(6) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

## 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）

### 1.（利息計算方法）

この預金の利息計算は、あらかじめご指定いただいた次の方法のいずれかにより行います。

- (1) 預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については、定期預金共通規定6の(2)の利率。以下「約定利率」といいます。）によって単利計算する方法（以下「単利型」といいます。）
- (2) 約定日数および約定利率によって複利計算する方法（以下「複利型」といいます。）

### 2.（利息：単利型）

- (1) 単利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって単利計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金については次により中間利払を行います。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳、証書記載の「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

- (2) 単利型のこの預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 中間払利息を預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

中間利息定期預金は、満期日以後にその元金を満期払利息とともに合計してこの

預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、満期日にその元利金を指定口座に入金するか、満期払利息とともに合計して自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

C 満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日にその元利金を指定口座に入金するか、満期日にその元利金を満期払利息とともに合計して自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④利息を指定口座に入金せず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章によって記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

(3)継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4)当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、次のとおり支払います。

①預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

A 6か月以上1年未満

預入日における店頭表示のこの預金の6か月もの利率×70%

B 1年以上2年未満

預入日における店頭表示のこの預金の1年もの利率×70%

C 2年以上3年未満

預入日における店頭表示のこの預金の2年もの利率×70%

D 3年以上4年未満

預入日における店頭表示のこの預金の3年もの利率×70%

E 4年以上5年未満

預入日における店頭表示のこの預金の4年もの利率×70%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. (利息：複利型)

(1) 複利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金せず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息(自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。)は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

① 預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じとします。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月以上1年未満

預入日における店頭表示のこの預金の6か月もの利率×70%

B 1年以上2年未満

預入日における店頭表示のこの預金の1年もの利率×70%

C 2年以上3年未満

預入日における店頭表示のこの預金の2年もの利率×70%

D 3年以上4年未満

預入日における店頭表示のこの預金の3年もの利率×70%

E 4年以上5年未満

預入日における店頭表示のこの預金の4年もの利率×70%

- F 5年以上6年未満  
預入日における店頭表示のこの預金の5年もの利率×70%
- G 6年以上7年未満  
預入日における店頭表示のこの預金の6年もの利率×70%
- H 7年以上8年未満  
預入日における店頭表示のこの預金の7年もの利率×70%
- I 8年以上9年未満  
預入日における店頭表示のこの預金の8年もの利率×70%
- J 9年以上10年未満  
預入日における店頭表示のこの預金の9年もの利率×70%

(4) 当行がやむをえないものと認めて、この預金を預入日の1年後の応当日以降に、1万円以上1万円単位の金額で満期前に一部解約する場合には、解約する部分についての利息は前記(3)に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。

ただし、この預金の預入日現在における利率において金額階層区分を設けている場合で、この預金の一部解約後の残余の預金元金金額が当該金額階層区分を下回るときは、一部解約できません。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行を行わないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳(証書)とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。

以上

## 自由金利型定期預金規定（大口定期預金規定）

### 1.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金の利率については定期預金共通規定6の(2)の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合、この預金については次により中間利払を行います。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の「継続時における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

ただし、利息分割受取型の場合は、預入日（継続したときはその継続日）からあらかじめ指定された利払サイクルごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の利率と同一とします。）によって計算した中間利払額を利息の一部として各中間利払日に支払います。なお最終回の中間利払日は、「満期日（継続したときはその満期日）から利払サイクルの期間を遡った応当日」以前の日とします。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座に入金せず、現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息（自動継続扱いで継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、B、およびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{(\text{預入日数})}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{(\text{預入日数})}$

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

## 変動金利定期預金規定

### 1. (自動継続後の利率)

この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(当行所定の預入金額以上の場合は「自由金利型定期預金」、以下同じとします。)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続したときはその継続日。以下同じとします。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 3. (利息計算方法)

(1)この預金は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に中間利払額を利息の一部として支払う方法(以下「単利型」といいます。)および6か月複利の方法(以下「複利型」といいます。)があります。

(2)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 4. (利息：単利型)

(1)単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および当行所定の中間利払利率(前記2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および当行所定の利率算定方式により定めた利率(前記2により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日



以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金します。

③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出してください。

(2)継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息（自動継続扱いで継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3)当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は次のとおり支払います。

①預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算した金額の合計額を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- |   |           |          |
|---|-----------|----------|
| a | 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| b | 1年以上3年未満  | 約定利率×70% |

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- |   |             |          |
|---|-------------|----------|
| a | 6か月以上1年未満   | 約定利率×40% |
| b | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| c | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| d | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| e | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

## 5.（利息：複利型）

(1)複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および当行所定の利率算

定方式により定めた利率（前記2により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息（自動継続扱いで継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は次のとおり支払います。

① 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

A	6か月以上1年未満	約定利率×40%
B	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
C	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
D	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
E	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

以上

## 積立定期預金共通規定

### 1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 2. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約(各別の定期預金を解約する場合を含みます。)または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店へ提出してください。

### 3. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出が遅れていたこと、または行われなかったことに起因して生じた損害について、当行は故意または過失(消費者でないお客様に対しては重過失に限ります)がある場合を除き賠償責任を負いません。
- (2) この通帳を失った場合の通帳の再発行もしくは元利金の支払い、または印章を失った場合の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

### 4. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失(消費者でないお客様に対しては重過失に限ります)がある場合を除き賠償責任を負いません。

### 5. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

### 6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当

該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記8の(3)の①、②のAからFおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記8の(3)の①、②のAからFまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 8. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。ただし、当店以外で解約する場合は、当行所定の条件を満たす場合に限りです。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が前記5の(1)に違反した場合

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切で

ある場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4)前記(2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳（証書）を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

以上

## 一般積立定期預金規定

### 1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の1か月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1回100円以上とします。  
預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金の預入れは当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。

### 2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入期間ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日から遡って2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって利息を計算のうえ元金に組み入れます。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日)から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、積立定期預金共通規定8の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は預入金額ごとに次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入日(利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日。以下同じとします。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。)によって計算します。

A 6か月以上1年未満

前記(1)のこの預金の6か月もの利率×70%

B 1年以上2年未満

前記(1)のこの預金の1年もの利率×70%

C 2年以上3年未満

前記(1)のこの預金の2年もの利率×70%

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

以上

## 自動積立定期預金規定

### 1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは1口1万円以上とし、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。
- (2) この預金の預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。ただし、口座振替の方法により預入れもできます。この場合は、振替の月・日、振替金額、振替口座等は当行所定の書面によるものとします。

### 2. (預金の取扱)

- (1) この預金は当行所定の範囲内で目標日を指定することができます。  
なお、目標日を指定した場合、目標日の1か月前まで預入することができます。
- (2) この預金は、申出により、預入れまたは継続の都度、次の種類の定期預金を作成することにより預入れるものとします。
  - A. 預入日（または継続日）の1年後の応当日から目標日までの期間が2年1か月以上の場合、および目標日を指定しない場合……期日指定定期預金
  - B. 預入日（または継続日）の1年後の応当日から目標日までの期間が2年を超え2年1か月未満の場合……自由金利型1年定期預金（M型）
  - C. 預入日（または継続日）の1年後の応当日から目標日までの期間が2年以下の場合……期日指定定期預金
  - D. 預入日（または継続日）の1年後の応当日が目標日を超える場合……期間に対応する自由金利型定期預金（M型）
- (3) 前記(2)による預金の継続の取扱いに際し、これらの継続日が同一となる定期預金についてはこれを合算した金額をもって1口の定期預金とします。

### 3. (預金の支払時期等)

この預金は、定期預金の種類により次により支払います。

#### (1) 期日指定定期預金

- ① 期日指定定期預金は、継続停止の申出があった場合に最長預入期限以後に利息とともに支払います。
- ② 期日指定定期預金は、預入日または継続日から1年後の応当日以降最長預入期限（以下「満期日」といいます。）内において、任意の日を満期日として指定することができます。

この場合、当店に対してその1か月前までに通知をしてください。

この通知があったときは、その預金は変更後の満期日以後に利息とともに支払います。

また、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含みます。）は、満期日の変更はなかったものとします。

#### (2) 前記(1)以外の定期預金



その他の種類の定期預金は満期日以後に利息とともに支払います。

#### 4. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

##### ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日。以下同じとします。）から満期日の前日までの日数に応じて、預入日現在における当行所定の利率によって計算します。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額について、その預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後最初に継続される日。以下同じとします。）から適用します。

##### ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数に応じ、預入日における当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額について、その預入日から適用します。

(2) この預金の目標日以後の利息は、目標日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、積立定期預金共通規定8の(2)または(3)により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

##### ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

A 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算します。

- |               |            |
|---------------|------------|
| a 6か月以上1年未満   | 2年以上利率×40% |
| b 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| c 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| d 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| e 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

##### ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

A 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算します。

a 6か月以上1年未満 上記(1)の②のこの預金の6か月もの利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 5. (一部支払い)

この預金残高の一部の払戻しをするときは、払戻しをする預金を指定する方法で取扱います。

#### 6. (「さんぎん総合口座取引」としての使用)

(1) この預金は、別途の書面による申出によりさんぎん総合口座取引のうち、定期預金の取引に使用することができるものとします。

この場合、この通帳は「総合口座定期預金・担保明細帳」（以下「明細帳」といいます。）となります。

この通帳を明細帳として使用する場合は、さんぎん総合口座取引規定に「さんぎん総合口座取引追加規定」が追加されます。

(2) さんぎん総合口座取引のうち、普通預金および「明細帳」記載の定期預金を担保とする当座貸越の取引は、別にお渡ししたさんぎん総合口座通帳に記載します。

以上

## 定期積金規定

### 1. (掛金の払込み)

- (1) 定期積金（以下「この積金」という。）は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。  
払込みのときは必ずこの通帳をお差出してください。
- (2) この積金は当店のほか当行本支店のどの店舗でも掛金の払込みができます。

### 2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

### 4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または給付補填金と同利回りによる遅延利息をいただきます。

### 5. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
  - ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、後記③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
  - ② 当行がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、後記③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
  - ③ 前記①、②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。
    - A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。  
解約日における普通預金利率
    - B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。  
約定年利回り×60%（小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）
  - ④ この計算の単位は1円とします。

### 6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を給付補填金と同利回りによる満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

### 7. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高

相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

#### 8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金口座は、後記9の(3)の①、②のAからFおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記9の(3)の①、②のAからFまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの積金口座の開設をお断りするものとします。

#### 9. (解約等)

(1) この積金口座を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの積金取引を停止し、または積金者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この積金の利用者が後記12の(1)に違反した場合

③ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの積金取引を停止し、または積金者に通知することによりこの積金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 積金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 積金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 積金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前記(2)または(3)により、この積金口座が解約され残高がある場合、または、この積金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出が遅れていたこと、または行われなかったことに起因して生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

#### 11. (印鑑照合)

この通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

#### 12. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この積金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

以上

## 通知預金規定

### 1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口5万円以上とします。通帳に預け入れるときは必ず通帳を持参してください。

### 2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) 後記6の(2)または(3)による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

### 3. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、(通帳式は、通帳の当該預入れの記載を取消したうえ、) 当店で返却します。

### 4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。ただし、この預金の変更後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は10,000円とします。

### 5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記6の(3)の①、②のAからFおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記6の(3)の①、②のAからFまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 6. (預金の解約)

(1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。ただし、当店以外で解約する場合は、当行所定の条件を満たす場合に限りです。なお、解約は預金1口ごとに取扱います。その一部解約はいたしません。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が後記9の(1)に違反した場合

- ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3)前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、また預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団
  - B. 暴力団員
  - C. 暴力団準構成員
  - D. 暴力団関係企業
  - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - F. その他前各号に準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為
- (4)前記(2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 7. (届出事項の変更等)

- (1)この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出が遅れていたこと、または行われなかったことに起因して生じた損害について、当行は故意または過失(消費者でないお客様に対しては重過失に限ります)がある場合を除き賠償責任を負いません。
- (2)この証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

#### 8. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事

故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

#### 9.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 10.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) 前記2にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
  - ③ 前記①による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上



## 盗難通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てん並びに本人確認の取扱に関する特約

### 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、個人のお客様の預金取引に適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱を定めるものです。
  - ①盗取された通帳、証書（以下、「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱
  - ②本人確認（預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱
- (3) この特約は、各種預金規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

### 2. (盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ①通帳等の盗取に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
  - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

### 3. (預金の払戻しにおける本人確認)

預金の払戻しにおいて、原契約に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の掲示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以上